

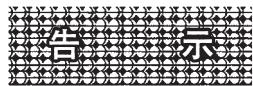
及び第10条の4に定める修得方法の例にならうものとする。

別表第3の1中「第6条別表第3」を「別表第3」に、「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同表の2中「第6条別表第3」を「別表第3」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第29項」を「附則第31項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高校教育課



長野県告示第28号

御代田町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年1月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類

公共測量（2級基準点、3級基準点、3級水準点）

2 作業期間

平成17年1月25日から平成17年3月25日まで

3 作業地域

御代田町北部

監理課

長野県告示第29号

国土交通省天竜川上流河川事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年1月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類

公共測量（砂防基盤地図作成）

2 作業期間

平成16年8月4日から平成17年3月16日まで

3 作業地域

下伊那郡上村・南信濃村・天龍村

監理課

長野県告示第30号

御代田町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成17年1月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類

公共測量（2級基準点、3級基準点、3級水準点）

2 作業期間

平成16年10月8日から平成16年12月22日まで

3 作業地域

御代田町中部

監理課

長野県告示第31号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施した市町村道の改築工事は、次のとおり完了しました。

平成17年1月20日

長野県知事 田 中 康 夫

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
4-359 号線	飯山市大字瑞穂字岡ノ田5454番 地先から 飯山市大字瑞穂字間久保6513番 の2地先まで	道路改良	平成16年 12月27日

道路維持課

長野県公安委員会告示第2号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり住所及び所在地の変更の届出がありました。

平成17年1月20日

長野県公安委員会委員長 宮 下 行 一

認定を受けた者			教育に使用する施設		変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧	
有限会社信濃東部自動車学校	東御市和字西田1506番地	片山嘉一郎	信濃東部自動車学校	東御市和字西田1506番地	東御市和字西田1506番地	小県郡東部町大字和字西田1506番地	平成16年4月1日

東北信運転免許センター